

福島区特定教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に係る相談、  
連絡調整等に関する業務会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、福島区特定教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に係る相談、連絡調整等に関する業務会計年度任用職員（以下「利用者支援専門員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 利用者支援専門員は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（雇児発 0521 第1号、平成27年5月21日）「利用者支援事業実施要綱」の「4 実施方法－（1）基本型－④業務内容」において定められる業務を行うものとする。

2 利用者支援専門員は、保健福祉課に配置するものとし子育て教育担当課長の監督を受けて職務を遂行する。

(任用)

第3条 利用者支援専門員の任用について、会計年度任用職員の採用等に関する要綱第2条第1項に規定する必要に応じて定める要件は、次の（1）（2）いずれにも該当する者とする。

（1）次のア～エのいずれかに該当すること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

イ 社会福祉士

ウ 4年以上社会福祉に関する業務に従事した者

エ 上記アからウに準ずる者であって、利用者支援専門員として必要な知識経験を有する者

（2）相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする、市長が認めた事業や業務の以下の区分ごとの実務経験の期間を有すること。

ア 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者 1年

イ ア以外の者 3年

2 利用者支援専門員の任用選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

（1）筆記試験（論述試験）

（2）面接試験（口述試験）

(再度の任用)

第4条 再度の任用を行う場合は、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案し、2回まで任用ができるものとする。

(勤務時間等)

第5条 利用者支援専門員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

（1）勤務日数

1日7時間30分の勤務時間で、週4日の勤務日

（2）勤務時間

午前9時～午後5時15分又は午前9時15分～午後5時30分

（3）休憩時間

45分

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。